

ご退職にともなう各種手続きについて

平素より学生協活動にご理解ご協力を賜りありがとうございます。
今年度末にご退職される組合員の皆様へ「継続」または「脱退」その他の手続きについてご案内いたします。引き続き勤務予定の方も利用状況別に手続きが必要となります。②～④に該当される方は、手続きの内容をご確認のうえ、必要書類の提出をお願いいたします。

① 定年延長される方【申請手続きの必要はございません】

本手続きの必要はございません。これまで通り、学生協事業をご利用いただけます。お支払い方法についても、これまでと変更はありません。

② 引き続き、暫定再任用・臨時任用・非常勤講師・市職員（千葉市を除く）等で、学校や教育関係機関で勤務される方

これまで通り、学生協事業をご利用いただけます。

給与控除ができなくなるため、ご利用代金のお支払いは口座振替に変更となります。

ご利用金融機関の「**預金口座振替依頼書**」をご提出ください。手続き方法については、本用紙裏面の〈口座振替のご案内〉をご確認ください。あわせてご案内**C**をご確認ください。

※かんぽ生命ご加入の方は、団体保険契約が終了となりますので、学生協保険担当までご連絡をお願いいたします。

③ 年度末退職後、学生協事業を利用される方【学校等で勤務しない方】

退職組合員への申請が必要となります。

- ① 「出資金払戻請求書」兼「退職組合員加入承認申請書」**A**をご提出ください。
「**継続**」を☑選択ください。申請時の注意事項**B**およびご案内**C**をご確認ください。
申請書下段の出資金返還先口座も必ずご記入ください。
- ② 退職後のご利用代金のお支払いは、口座振替となります。
同封の「**預金口座振替依頼書**」をご提出ください。
手続き方法については、本用紙裏面の〈口座振替のご案内〉をご確認ください。
- ③ 出資金の取扱いについては、本用紙裏面の〈出資金について〉をご確認ください。

④ 学生協事業を利用しない方

- ① 「出資金払戻請求書」兼「退職組合員加入承認申請書」**A**をご提出ください。
「**脱退**」を☑選択ください。申請時の注意事項**B**およびご案内**C**をご確認ください。
お預かりしております出資金をお返しいたしますので、申請書下段の返還先口座を必ずご記入ください。
- ② 出資金の取扱いについては、本用紙裏面の〈出資金について〉をご確認ください。
【注】 分割支払いが残っている場合は、残額を一括でお支払いいただくこととなります。

<出資金について>

「出資金払戻請求書」兼「退職組合員加入承認申請書」**A**を提出された組合員（表面③④の方）へ、出資配当および利用割戻し（年度決算において剰余が生じた場合）をお預かり出資金に加算し返還いたします。

- ・**引き続き所属勤務される方（表面①②の方）**：学生協を利用される方については、勤務期間中は原則出資金を全額お預かりしたままとなります。「脱退」する場合を除き**A**の提出は不要です。
- ・**「継続」（表面③の方）**：お預かり出資金総額より 1,500 円を退職後継続出資金としてお預かりし、残額を返還いたします。ただし、総額 2,100 円未満の方は全額を継続しお預かりさせていただきます。その後の月、年会費等はありません。出資金は脱退される時に返還いたします。
- ・**「脱退」（表面④の方）**：お預かり出資金を全額返還いたします。
- ・**返還方法**：**A**に記入いただいた口座へ送金いたします。
- ・**返還の時期について**：

出資金状況は学生協マイページ内の「出資報告」で確認できます⇒ ⇒
(閲覧には別途登録が必要です。)



ログイン画面

2025年6月開催予定の総代会にて配当率・割戻率が承認された後の手続きとなるため、返還出資金は継続・脱退とも同年8月最終週に送金いたします。送金完了の通知等はお送りいたしませんので予めご了承ください。また、送金前に記入口座内容に変更が生じた場合は必ずご連絡ください。

※「脱退」を選択した方（表面④の方）について、返還時までにご利用代金の未払い（分割の場合は残額一括請求とさせていただきます）、グループ保険解約手続きの確認ができない場合は、返還を保留とさせていただきます。※**A**「出資金払戻請求書」について組合員以外の方の提出は無効となります。

<口座振替のご案内>

ご退職後、学生協事業のご利用代金のお支払いは、給与控除から「預金口座自動振替」に変更となります。ご利用金融機関をお確かめのうえ「預金口座振替依頼書」をご提出ください。

- *すでに口座振替のお支払いを利用されている方は手続き不要です。ご利用中の口座内容を変更される場合は手続きをお願いします。
- *暫定再任用や臨任・期間講師等、所属で給与控除ができない方、現在払込取扱票でお支払いしている方も口座振替の手続きをお願いします。
- *口座振替未登録の方については、「**払込取扱票**」を送付しますので、コンビニ・銀行等でお支払いをお願いします。※1 払込取扱票発行手数料として1回あたり300円（消費税別途負担）をご負担いただきます。

①千葉銀行 ②中央労働金庫（ろうきん） ③それ以外の金融機関

①または②をご希望の方は、同封の「**預金口座振替依頼書**」に必要事項を記入、お届印を捺印のうえご返送ください。（別紙各「記入例」参照）

①②以外の金融機関をご希望の方は、個別に預金口座振替依頼書を送付いたします。お手数料をおかけしますが、電話（0120-24-6294）または専用受付フォームにてお申込みください。

学生協預金口座振替
依頼書受付フォーム ⇒



■口座振替日（引落日）

毎月20日（千葉銀行・ろうきん以外の金融機関）または、25日（千葉銀行・ろうきん）に口座振替いたします。振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

■ご利用明細について

毎月のご利用明細は「学生協マイページ」（事前登録が必要です。）でご確認ください。

利用明細書の郵送はしておりません。マイページ登録ができない環境の方で利用明細書を毎月希望される方は、学生協までご連絡ください。簡易版明細書（発行手数料有料）を発行いたします。

■次の場合は払込取扱票（※1発行手数料をご負担いただきます）を送付します。

- ・ご退職前のご利用分で給与控除ができなかった場合
- ・口座振替の手続きが完了していない場合（依頼書到着後完了まで1～2ヶ月ほどいただきます）
- ・預金残高不足等により口座振替ができない場合（再振替等はいたしません）

この用紙および **A**他「退職組合員資格規程」「退職組合員資格規程細則」等をホームページに掲載していますのでご利用ください。

www.jcgsk.com ⇒ ⇒
または「千葉県学生協」で検索

